

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網(高速自動車国道)		52				
路線名	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	道路名	東名阪自動車道	道路の種類	高速自動車国道	道路管理者	国土交通大臣
保有・貸付概要	延長	98	キロメートル	区間	名古屋市緑区大高町 から		
	うち供用延長	98	キロメートル		亀山市木下町 まで		
	うち新設延長	(0)	キロメートル	重要な経過地	春日井市、津島市、桑名市、四日市市、鈴鹿市		
		0					
	貸付先	中日本高速道路㈱					
貸付期間	令和4年7月9日まで						
供用開始の区間及び年月日	名古屋南JCT～高針JCT(H23.3.20)、高針JCT～上社JCT(H15.3.29)、名古屋～勝川(H5.12.3)、勝川～清洲東(H3.3.19)、清洲東～名古屋西JCT(S63.3.23)、名古屋西JCT～名古屋西(S61.10.27)、名古屋西～蟹江(S54.12.1)、蟹江～桑名(S50.10.22)、桑名～四日市(S46.8.9)、四日市～亀山(S45.4.17)						
サービスエリア及びパーキングエリア	大山田PA、御在所SA、亀山PA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。